

名潮川

249

2021・11

仙台中央法律事務所



仙台市青葉区国分町一丁目 3-20 肴町ビル 2 階
電話 022-227-2291 (代) FAX 022-227-2294
<http://www.s-chuho.com>

弁護士

青木正芳
原田憲

小関眞
宇部雄介

阿部潔
柴田国良

野呂圭
事務局一同



山寺 (撮影: 沼倉)

かじか



久々の「かじか」です。コロナ禍はなお猖獗しょうけつを極めていますが、なんとか乗り切れますことを▼昨今は書店における新刊書のサイクルが早くなっているらしい。少し前の新刊でもいつのまにか店頭から消えている▼その中でも「文庫」の位置づけが変わったように思う。以前は「名作」「古典」と評価されてようやく「文庫」となったはずだが、最近は何でもかんでも文庫になる。そしてその多くはやはりすぐ店頭から消えてしまう▼「古典」とは時代を超えて読み継がれるものだ。真に力のある本は、一時読まれなくなっても必ず復活する。今年の春頃、「黒人問題」を考察したフランツ・ファノンの『黒い皮膚・白い仮面』が書店に平積みになっていた。NHK教育の番組で取り上げられたようだが、確かに今改めて読まれるべき書である▼ファノンは別著で「もし民族のスポーツマンだけが作られて、自覚的な人間が作られないならば、そのときたちまちにしてスポーツが、職業選手養成と商業主義とで腐敗するのを人は見るだろう。」とする。五輪が商業主義に堕したのを私たちは今夏見たのではないか▼我が事務所も今年創立60年を迎えた。なんとか時代を超えて残っていく存在でありたい。

仙台市の自衛官募集 事務における適齢者 個人情報提供問題

弁護士 野呂 圭

仙台市は、2021年から、自衛官等の募集に関して、適齢者（募集対象年齢者18歳と22歳）の個人情報（氏名と住所）を自衛隊に提供することを始めました。2021年は2万677名分の個人情報自衛隊に提供されました。この個人情報の提供は適齢者本人の同意なく行われており、プライバシー侵害、個人情報保護条例違反であると考えます。

氏名や住所もプライバシーに係る個人情報として法的保護の対象になることは最高裁も認めています（2003年9月12日判決／江沢民講演会事件）。そのため、本人の同意に基づかずプライバシー保護を制限するには正当な理由が必要と解され、具体的には目的の正当性・重要性、目的達成のための手段の適合性・必要性・利益の均衡が認められなければなりません。

目的は、自衛官募集への協力ということですが、もともと自

治体は住民の個人情報を自衛隊に提供することを予定して取得・利用していませんので、自衛官募集への協力という目的は個人情報の目的外利用にあたります。また、憲法違反の集団的自衛権行使を定める戦争法（安保法制）の下で、憲法違反の行為を遂行する自衛隊への募集に協力することが正当・重要と言えるのかは疑問があります。

手段についても、自衛隊は自衛官募集に必要であれば、住民基本台帳法に基づく閲覧制度により住民の氏名住所を集めることが可能であり、自治体が多岐にわたる適齢者情報を選別して提供してあげる必要はありません。仙台市や国（防衛省、総務省）は、自衛隊法97条や自衛隊法施行令120条を根拠に、法令上の正当な根拠があると説明していますが、これらの規定は自衛官募集期間の告示や募集の広報宣伝等を定めたものに過ぎず、住民の個人情報を提供する権限まで付与しているとは解されません。また、正当性や重要性に疑義のある自衛官募集事務への協力という目的のために住民のプライバシー情報が犠牲にされることも利益の均衡を欠いていると言わざるを得ません。

このような違法な個人情報提供は、仙台市だけでなく、宮城県内の18市町村で既に行われており、全国の市町村でも広がってきています。私たちは、「個人情報と自衛隊を考える市民連絡会」を立ち上げ、仙台市や県内の自治体へ個人情報提供の撤回を求めていきます。

本年5月に成立したデジタル関連6法において、個人情報の取扱を全国的に画一化する個人情報保護法の改正が行われました。これは、個人情報保護の取り組みについての自治体の自主性を後退させる危険性を有します。このような状況であるからこそ、仙台市を始めとする市町村には、個人情報保護を守るために地方自治の本旨（憲法92条）に基づいて自主的な判断・取組を行うことを希望します。



訟廷日誌

大崎住民訴訟に ご注目ください

弁護士 栄田 国良

大崎地域広域行政事務組合は、福島第一原発事故により汚染された稲わら、牧草などの廃棄物（8000 Bq/kg以下）を一般廃棄物と混焼するとして、試験焼却を実施するとしました。そこで、そのための経費等支出が違法であるとして、2018年10月、住民124名が原告となり、仙台地方裁判所に住民訴訟を提起しました。

訴訟では、公害防止協定に反するのではないかと、焼却施設から放射性汚染物質が拡散され、周辺住民らの平穏生活権が侵害されるのではないかと、という点を問題にしています。

原告側は、より精度の高い排ガス測定の実施を求めてきました。その結果、裁判所は、原告側の求める方法での測定に応じよう、被告側に勧告し、本年11月中旬、同測定が実施される予定です。

この測定は全国の有害物質焼却問題へ波及する画期的なものです。次回裁判期日は、2021年12月6日午前11時です。ご支援よろしく願います。

教職員退職手当
過小支給問題

弁護士 原田 憲

宮城県は、県内の小中高等学校、特別支援学校等で勤務し退職した教職員の方々に対し、本来支払うべき額よりも少ない額の退職手当を支払っていました。

2007年に教職員の退職手当に関する条例が改正され、退職時の給与月額よりも高い給与月額が過去に支給されていた場合には、高い方の給与月額を基礎に退職手当を算定することとなっていました。が、宮城県は、この改正された条例に基づいて退職手当を算定していませんでした。

2019年4月にこの誤りが発覚した後、宮城県は、2014年度以降に退職した教職員に対しては、不足額を支払うことを通知しましたが、それより以前に退職した教職員には、誤りがあったことすら通知していませんでした。

宮城県は、退職手当については5年の消滅時効となることから、時効となっていない教職員にだけ支給することで問題を解決しようとしたものです。しかし、条例の適用を誤ったことは違法であって損害賠償請求権がありますので、

5年より前に退職した教職員に対しても、損害賠償として不足額を支払われなければなりません。

このような宮城県の対応に対し、教職員組合が交渉を重ねたことで、宮城県は、対応の誤りを認め、5年より前に退職した教職員に対しても不足額を支払うこととなりました。

ところで、退職手当不足分を遡って支払うのであれば、当然ながら、遅延損害金が支払われなければなりません。同様の退職手当算定の誤りは埼玉県でも発覚しており、埼玉県では遅延損害金も含めて支払っています。

残念ながら、宮城県の対応は、退職した教職員が遅延損害金を放棄するのであれば、退職手当の不足額を支払うという非常に不誠実なものでした。

そこで、2020年12月2日、7名の元教職員と1名の遺族が原告となり、宮城県を被告として、損害賠償として退職手当の不足分と弁護士費用、遅延損害金の支払を求める裁判を提起しました。

宮城県は、裁判において、多くの元教職員との間では遅延損害金を放棄する和解が成立しており公平でないとか、いわば内部の事務処理の問題であり県民の理解を得られないなどとして、遅延損害金

や弁護士費用の請求は権利の濫用であると主張しました。被告の主張は、法律上の当然の請求をしている原告らの特異な存在のように扱い、正当な権利行使を抑制しようとするものであって、到底受け入れられないものです。

2021年9月27日、仙台地方裁判所は、原告らの請求を全て認容する判決を言い渡しました。宮城県は、この当然の判決を受けて控訴を断念し、原告らに遅延損害金と弁護士費用を含めた全額を支

払いました。

原告らは、子どもたちを教える教職員であったからこそ、自ら「正しさ」を示さなければならぬとの思いから立ち上がり裁判で闘って下さいました。何事にも間違いはあり得ることですが、間違ったのであれば、真摯に反省し誤りを正さなければなりません。宮城県は、問題が発覚した当初から、法律に従い真摯に誤りを正す姿勢を示すべきでした。

新天地でのさらなる活躍を期待して

染谷昌孝弁護士・井澤徹弁護士
退所のお知らせ

当事務所で共に活動してきた染谷昌孝弁護士と井澤徹弁護士は、2020年12月末日をもって当事務所を退所し、新たな事務所に移籍しました。

染谷弁護士は、新たな家庭を築くことに伴っての第二東京弁護士会への登録換えとなり、井澤弁護士は、体調との折り合いをつけるため、温暖な地への移転を決断し、神奈川県弁護士会への登録換えとなったものです。

両弁護士とも、入所以来、労働事件や刑事事件などに積極的に取り組み、弁護士会の会務にも力をそそぎ、顕著な成果を上げてきました。今後も、当事務所での経験をもとに、さらなる活躍をしてくれるものと期待しております。

これまで両弁護士に対し皆様より賜りましたご厚誼に深く御礼申し上げます。

現在、事務所は弁護士7名体制で執務を行っておりますが、皆様のご期待に沿えるよう頑張っていく所存です。よろしくお願いいたします。

えん罪防止の観点から
研鑽を重ねたい

弁護士 阿部 潔

本年2月、「腹部への肘打ち」による傷害罪に問われたAさんに対して、仙台地方裁判所は無罪判決を言い渡し、その後確定しました。

この事件は、暴行を受けたと称する男性の腹部に内出血のように見える変色が写っている、事件があったとされる当日・2日後・4日後撮影の写真がありました。検察官は、これを「動かぬ証拠」として公訴提起したものと考えられました。しかしAさんは「自分は絶対に暴行していない」と訴えられ、それに沿う証拠も少なからず存在しました。

私は、Aさんの訴えが真実であると信じ、Aさんは暴行をしておらず、変色は男性が自分でつけた可能性があるとのセオリー（筋立て）に基づく弁護士活動をしました。すなわち、男性の証言が不自然・不合理であることを反対尋問で崩しました。また、男性が証言する暴行態様では当日の写真のような変色が生じる説明ができないこと、さらには、専門家の協力を得て、当日の写真の変色と2日後・4日後写真の変色が一貫しないことを明らかにしました。

仙台地方裁判所は、判決において、理由については当方の主張を退けたものの、Aさんが男性に暴行をしたという事実を否定して、結果としてAさんに無罪を言い渡しました。理由付けには疑問を感じるものの、無罪という結果となり、Aさんが被告人の立場から解放されて良かったと思います。

事件の軽重を問わずえん罪は存在しますし、そして最大の不正義であるえん罪は絶対に防がなければならないません。その点では社会正義の実現という弁護士の使命を果たせたと思います。今後もうえん罪防止の観点から研鑽を重ねていきたいと思えます。



持続化給付金詐欺事件
執行猶予判決を勝ちとる

弁護士 栄田 国良

仙台地裁が、持続化給付金詐欺事件に関して、首謀者に名義を貸した末端の関与者である依頼者に対して、実刑判決を言い渡したことから、依頼者が、量刑を不服として、仙台地裁に対して控訴を申立て、仙台高裁において審理が行われた結果、依頼者が、仙台高裁から、執行猶予判決を言い渡されたことをご報告いたします。

持続化給付金は、国が、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている事業者に対して、事業全般に使える給付金を支給する制度です。持続化給付金詐欺は、事業者でない者が、事業者であるなどと偽って持続化給付金給付の申請手続をして、持続化給付金を不正受給するものであり、全国で発生しております。

私は、仙台高裁での控訴審の弁護人を務めました。依頼者は量刑に不服があるとのこと、私は持続化給付金詐欺事件の量刑を調査いたしました。調査の結果、他の裁判所では、依頼者と同一ないし類似の事案における被告人に対して執行猶予判決が言い渡されていることがわかりました。私が仙台高裁にその旨を伝えたところ、仙台高裁は、依頼者に対して、執行猶予判決を言い渡しました。

依頼者が罪を犯したのであれば、その罪に対する相当な重さの判決が言い渡されるよう活動することも弁護士活動の一つです。そういう意味で、依頼者にとっていい結果を残せたと存じます。

最後に、持続化給付金詐欺事件の量刑は新しい問題であり、仙台地裁の判決時は事例の蓄積がなかった可能性があります。仙台高裁は、仙台地裁の判決後に言い渡された他の裁判所の判決の内容も踏まえて、執行猶予判決を言い渡しました。事例が蓄積されていたことや、事務所の先輩弁護士から助言をいただけたことが今回の結果に繋がったと存じます。



入管法をめぐる問題

「真の多文化共生社会の
実現が望まれる」

弁護士 宇部 雄介

ここ数年、外国人（留学生含む）から学校との間でのトラブルや、民事・家事・労働事件、在留資格の更新・変更申請等の依頼を引き受けることが多くなりました。

自然と入管法（出入国管理及び難民認定法）をめぐる問題にも関心が及び、先の国会で議論された入管法の改正反対にも、仲間とともに取り組みました。私たちの街頭宣伝等の活動は、全国から反響がありました。入管法の改正は、いったんは断念されましたが、この問題は、今後とも再燃しそうです。そこで、問題を振り返ってみます。

外国人には、日本国憲法上も条約上も、日本国内において、十分に人権が保障されるはずですが、ところが、入管法の枠内に留められてしまっているのが実情です。例えば、入管法の違反があったとされると、司法審査もないままに、入管庁の収容施設に収容することになってい

ます。さらに、その後、送還可能なときまで無期限に収容されるケースもあります。中には、日本で家族生活を築いている人が、数か月から数年にもわたって長期間収容されています。

見通しの立たない長期収容で心身を病み、自殺未遂をする人や、実際に命を落とした人もいます。医療体制の不備も指摘されています。2021年3月6日には、名古屋入管に収容されていたスリランカ人女性死亡しました。

本来、最優先で求められるべきは、収容等の判断への司法審査の導入、収容期限の上限の設定、収容に関する判断基準の厳格化・明確化、国際的水準に沿った難民認定制度の運用等でした。ところが、先の改正案は、これと正反対のものでした。

入管法によって「管理」される外国人は、自らの権利擁護のための声をあげにくい状況に置かれています。真の多文化共生社会の実現のためにも、周囲が声をあげなければなりません。

私は、外国人の方から、日本が素晴らしい国だと思ってもらえるようにすることが、憲法9条の実践だと思っています。

私たちは、2018年11月に守屋克彦弁護士を、2020年2月に高橋治弁護士を喪いました。

高橋弁護士は1934年生まれ、大学卒業後に勤務した会社で平和運動に参加したことが上司から批判され、法曹の道を選び直し、1970年に弁護士登録しました。その後、松山再審事件等のえん罪事件や重要な民事事件、特に薬害スモン訴訟東北弁護士会では事務局長として、全国的先駆けとなる仙台地裁での勝訴判決を得るなど活躍されました。

一方、大変な読書家で、小説から哲学・芸術まで幅広い教養を有していた人でした。また、幼少時を過ごした台湾、若き日に代用教員を務められた北海道へ強い愛着をもち、晩年まで台湾の人々や弁護士会の人々とも交流を続けていました。

守屋弁護士も1934年生まれで、大学在学中に司法試験に合格されたものの当時宿痾とされた肺結核の療養のため遅れて司法修習に臨み、1961年に裁判官に任官されました。主に少年事件・刑事事件の分野で多くの著作をものされる一方、1970年代のいわゆる「司法反動」の時代に憲法を守る裁判官として裁判官懇話会等で中心的に活動され、その良心を示されました。

1999年に定年退官されたあと、東京経済大学、東北学院大学で教鞭を執られつつ弁護士登録され、2001年に当事務所に客員として入所しました。入所後は多くの事件に所員と共に取り組み、私たちも多大な示唆を受けました。

両弁護士の足跡は私たちの道しるべとなるものでした。私たちは今後も、両弁護士の示した姿勢に学びながら、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命を果たすべく精進していく所存です。

高橋弁護士 守屋弁護士を偲んで

入所のご挨拶

弁護士 栄田 国良
sakaeta kuniyoshi



今年4月から仙台中央法律事務所に入所させていただきました、栄田国良と申します。

出身地は神奈川県横浜市内で、慶應義塾大学と首都大学東京法科大学院（現東京都立大学法科大学院）を卒業し、新司法試験に合格した後、神奈川県と東京都の法律事務所に勤務しておりました。そして、この度ご縁を賜り、当事務所の一員に加えていただくことになりました。

当事務所に入所してから半年以上経過いたしました、これまでであったという間でした。当事務所の先生方と一緒に仕事をさせていただくことが多く、弁護士としての考え方や、案件の進め方などを勉強させていただいております。また、労働事件、遺産相続事件、不動産関係事件、近隣関係紛争や刑事事件など、多種多様な事件を経験させていただいております。日々大変なことが多いのですが、当事務所の先生方・事務局に支えていただきながら執務しております。経験豊富な先生方や事務局がいて、幅広い分野の事件があり、大変恵まれた環境に身を置かせていただいております。よりよい弁護士になれるよう今後も勉強と経験を積み重ねていきたいと存じます。

みなさまのお力になれるよう精進してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

法律相談の ごあんない

当事務所では随時法律相談を受け付けております。土日休日・夜間の法律相談にも対応できる場合があります。

広い相談室・会議室も用意しておりますので、多人数でのご相談、お子様連れでのご相談も可能です。

ご相談を希望される場合には、お電話又はホームページのメールフォームからお申し込みください。

まずはお気軽にお問い合わせください。

●相談料 30分 5,500円（税込）

※経済的にお困りの方につきましては、法テラスの無料法律相談を利用できる場合があります。

●連絡先 022-227-2291(代)

●メールフォーム（24時間受付）

<http://www.s-chuho.com>



編集後記

創立60年の節目に際し、事務所報「広瀬川」をフルリニューアルしました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

Photo Album

秋

事務所の皆さんから秋にまつわる写真を投稿していただきました。読書、芸術、スポーツ、旅行、温泉、食？皆さんの「〇〇の秋」は何でしょうか？



イルミネーション



コキア



シャインマスカット



稲穂



海岸公園



紅葉



はらこ飯弁当